

越谷市まちかど介護相談薬局

「越谷市まちかど介護相談薬局」は、越谷市の指定を受けた薬局の薬剤師が介護保険制度の仕組みやサービス内容、介護で困っていることなどに無料で相談に応じる制度です。下記薬局までお気軽にご相談ください。

(市外局番:048)			(市外局番:048)		
くすりやシーエス薬局	大字平方南町6-2	974-1497	つばさ薬局南越谷店	川柳町3-53-3	940-8044
たから薬局越谷店	大字平方1705-5	970-8477	オリーブ薬局	大成町6-401-1	990-4101
東口薬局	千間台東1-9-12	978-5352	まごころ薬局	東町2-120-60	989-1919
R'センジュドウ薬局	弥栄町1-105-183	979-5559	イオン薬局レイクタウン店	レイクタウン3-1-1	930-7150
永和堂薬局	大字弥十郎568-3	979-9258	共創未来レイクタウン薬局	レイクタウン6-1-8	972-5121
あるも薬局	東越谷9-32-6	940-2601	コスモ薬局レイクタウンDMビル	レイクタウン8-10-6	973-7490
サン薬局	大字増森247-5	969-3577	きらり薬局レイクタウン	レイクタウン8-7-7	971-7504
花田薬局	花田2-33-22	963-5253	けんゆう薬局	大沢3-10-10	978-5376
ふれあい薬局	東越谷9-1-1	962-8911	ハート薬局北越谷店	大字大沢3190-2	966-7806
訪問薬樹薬局 越谷	東越谷10-36-7	962-0010	みはる薬局	大字大沢3219-10	960-3399
薬樹薬局越谷	東越谷10-36-8	964-9994	安心堂薬局	赤山町1-163	962-4349
アクア薬局千間台店	千間台西4-19-37	970-3630	昭和堂薬局	中町10-26	969-1611
共創未来大袋薬局	大字袋山1557-26 コーポ並木104	979-3061	ニコニコ薬局	赤山町1-198-1	940-3715
クローバ薬局	大字袋山2048-1	976-7377	調剤薬局マツモトキヨシ越谷駅西口店	赤山本町2-11	960-2330
サンコー薬局	大字袋山1361-8	979-1141	あおぞら調剤薬局赤山店	赤山町2-236-10	972-4733
鈴木薬局	千間台西1-67トスカ4F	978-3741	弥生薬局	弥生町1-9	965-3386
鈴薬局大袋店	大字袋山1199山崎ビル1F	940-8273	ファミリー薬局越谷弥生町店	弥生町14-20	940-3969
阪神調剤薬局せんげん台店	千間台西2-12-14	978-7386	かばさん薬局越谷店	弥生町3-25高橋ビル1F-A	971-6560
コジマ薬局	千間台西1-10-9	977-6331	あおぞら薬局越ヶ谷店	越ヶ谷2-4-26	962-7171
イオン薬局せんげん台店	千間台西3-2-12	912-0415	ゆうあい薬局	赤山本町8-2	964-2400
せんげん台薬局	千間台西1-13-9月ビル2階	940-9172	ひかり薬局	南越谷1-6-62コーポ南越谷	989-6555
abc薬局せんげん台店	大字上間久里1041-1	973-3201	昭和中央薬局	南越谷1-17-8	985-9098
りべる薬局越谷大袋店	大字大竹554-3	975-1193	I&H埼玉医療センター薬局	南越谷2-1-50	967-5897
鈴薬局西越谷店	大字大竹40	940-5295	リズム薬局七左店	新越谷1-26-2	940-3241
鈴薬局南荻島店	大字南荻島4265-1	967-5480	サイトウ薬局	南越谷3-19-10	966-3954
きたこし薬局	北越谷2-32-1 セントローズ1F	971-0263	ハート薬局南越谷店	南越谷2-14-41	993-4907
るる薬局	大字大房1040-4	970-7123	薬局アボック南越谷店	南越谷2-2-12 コアニスビル1F	963-8751
リズム薬局	花田1-21-9	999-6036	ゆみ薬局越谷店	元柳田町3-13	969-5300
越谷クローバ薬局	七左町1-307-3	990-7313	薬局マツモトキヨシ新越谷駅プラザ館店	南越谷1-11-4新越谷 プラザエプラザ館1F	988-8021
すみれ薬局	神明町3-3-11	969-7271	調剤薬局マツモトキヨシ新越谷店	南越谷2-1-39	969-2551
えびす薬局	蒲生寿町14-35	972-5031	イオン薬局南越谷店	南越谷1-2876-1	911-3203
コスモ薬局越谷東	瓦曽根2-1-27	960-3810	なの花薬局新越谷駅前店	南越谷4-11-5	972-4364
コスモ薬局在宅療養支援センター	瓦曽根2-9-20	971-5550	※令和8年7月現在		
そね薬局	瓦曽根1-20-35	951-4191			
藤助薬局	蒲生1-5-45	986-3023			
中島博心堂薬局	蒲生茜町17-16-101	988-4193			
メープル薬局越谷店	瓦曽根1-6-14	940-0966			

●まちかど介護相談薬局に関するお問い合わせ先
一般社団法人 越谷市薬剤師会
[越谷市東越谷 10-31 TEL.048-960-4100]

介護保険以外の独自サービス

越谷市の主な高齢者福祉保健サービスなど

介護保険サービスのほかにも、高齢者等の方々が各々の生活状況や身体状況に応じ、自立した生活を送ることができるように、また、高齢者等を介護する方々の負担が軽減されるように、日常生活を支援する様々なサービスを提供しています。

在宅福祉

訪問理美容サービス事業

自分で理容所・美容所に行くことができない方の自宅に理美容師が出張し、理美容サービスを提供します。出張料を市が負担します。サービス代金は自己負担です(申請時期により年4回まで)。

対 象 者	市内に住所を有し、在宅している方で下記のいずれかに該当する方
	①要介護3・4・5の認定を受けている65歳以上の方
	②下肢・体幹で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
費 用 等	③療育手帳AまたはAの交付を受けている方
	理美容代金は自己負担
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163 障害福祉課 ☎048-963-9164
	こども福祉課 ☎048-963-9172

生活支援短期宿泊事業

見守りや部分的介護が必要な方で、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行います。年間14日間以内です(空きベッドがあるとき)。

対 象 者	介護保険の認定の対象外となる、65歳以上の方で、心身の状況、生活環境等の理由により日常生活を営むうえで支障のある方
費 用 等	1日:2,500円
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



緊急通報システム

発作症状を伴う疾患がある一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報センターに繋がる緊急通報装置を貸与し、緊急通報、健康相談、安否確認業務を行うことで、緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。

対 象 者	次の①～④の全てに該当する方
	①65歳以上の方
	②発作症状を伴う疾患があり、一人または高齢者のみで生活をしている方
	③市内に住所を有し、現に居住している方
費 用 等	④市民税非課税世帯に属する方
	無料
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



在宅介護者福祉手当の支給

在宅の要介護4または5の方を家族で介護している主たる介護者に対し、年3回(4・8・12月)に分けて手当を支給します(要介護の方が施設に入所中・病院等に入院中の場合は対象となりません)。

対象者	市内に住所を有し、在宅している65歳以上の要介護4または5の方を家族等で常時介護している主たる介護者(申請時に介護保険サービスの利用状況をお尋ねし、常時介護をされている状態であるか確認します。)
費用等	支給額月額:5,000円(2人以上介護している場合は1万円)
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187



高齢者補聴器購入費助成事業

市内に住む高齢者を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。

対象者	次の①～⑤の全てに該当する方 ①65歳以上の方 ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない、かつ、耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方 ③市内に住所を有し、現に居住している方 ④市民税非課税世帯に属する方 ⑤過去5年で本事業による助成を受けたことがない方
費用等	補聴器購入費として、上限30,000円の助成 ※購入後の申請は助成対象外です。
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護する方に、位置検索端末機を貸与します。

対象者	市内に住所を有する認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を介護している方
費用等	月額:900円
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



介護マーク

在宅で高齢者等を介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者が介護しやすくなることを目的に、「介護マーク」を配布します。

対象者	認知症高齢者等を介護している方(市内に住所を有する方の介護をしている方)
費用等	無料
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163 各地域包括支援センター(35ページ参照)



見守り支援配食サービス

越谷市地域包括支援ネットワーク事業に賛同した配食サービス事業所により、配食時に見守り支援を行います。

対象者	65歳以上の高齢者等
費用等	自己負担
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



救急医療情報キット

65歳以上の方や障がいのある方などの安全・安心を確保することを目的に、救急隊員等が迅速かつ適切な救急救命活動を行えるように、「かかりつけ医療機関」などの医療情報等を容器の中に入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

対象者	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の一人暮らし、または65歳以上のみの世帯であること ②一人暮らしの障がいのある方または障がいのある方のみの世帯 ③日中独居者、在宅要介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱えていること
費用等	無料
問い合わせ	福祉総務課 ☎048-963-9320



在宅訪問歯科保健事業

在宅で寝たきり等のため歯科医院へ行くことが難しい方の自宅へ歯科医師がうかがい、健診を実施します。(要申込み:健康づくり推進課、または保健ガイドに掲載されている歯科医療機関へ)
※治療は行いません。

対象者	身体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方 (かかりつけ歯科医師のもとで治療・指導を受けている方は対象外)
費用等	無料
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

介護予防のための取り組み(教室・講演会・パンフレットの配布等)

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを利用できます。各教室の詳細、申込み方法は広報紙または市ホームページ等でお知らせします。

対象者	越谷市介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



ふれあい収集

ごみをご自身で、集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

対象者	ごみを集積所へ持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の方のみで構成される世帯 ②障がいのある方のみで構成される世帯
費用等	無料
問い合わせ	リサイクルプラザ業務担当 ☎048-976-5375



不動産担保型生活資金(リバース・モーゲージ)

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし、生活資金として必要な経費の貸付を行います。

対象者	借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上の低所得世帯
費用等	貸付限度額:埼玉県社会福祉協議会の会長が定めた額
問い合わせ	社会福祉協議会 相談支援課 ☎048-966-3411



紙おむつ等配付事業

在宅において常時紙おむつを使用している方に、年2回紙おむつや尿取りパット等を自宅までお届けします。

・8/3～8/31に申請された方は年2回配付 ・9/1～1/15に申請された方は年1回配付

対象者	市内に在住し、世帯全員が市・県民税非課税で、下記のいずれかに該当する方 ①要介護1～5の認定を受けている方 ②身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方 ③療育手帳A、Aの交付を受けている方 ④2歳未満の子どもを養育している方
費用等	1回の配付につき配付限度額5,000円 配付限度額を超えた場合は全額自己負担
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251

福祉車両の貸出し

車いすのまま乗車できる福祉車両を貸し出します。
※予約の受付は利用希望日の1か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

対 象 者	市内在住の歩行困難で、車いすを利用されている方及びその付添者
費 用 等	無料（ガソリン代等の実費は、利用者負担）
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251



車いすの貸出し

車いすを貸し出します。
※短期2週間以内（いったん返却後、再度貸出し可能）
長期6か月以内（原則1回限り）

対 象 者	市内在住で、一時的に車いすを必要とする方
費 用 等	無料
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251 各老人福祉センター 44ページの「老人福祉センター」参照



成年後見事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などの財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。制度や利用方法について、相談を受け、手続きについて助言します。

対 象 者	財産管理や契約に不安のある方、成年後見制度について知りたい方
費 用 等	相談や手続き支援は無料 ※手続き自体にかかる費用は自己負担
問い合わせ	社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎048-966-2281 〔利用日時〕月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00 〔所 在 地〕越ヶ谷4-1-1（越谷市中央市民会館1階）



福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、下記のサービスを行います。

このようなお手伝いを行います

- 福祉サービスの利用をお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- 大切な書類などをお預かりします。

援助内容		料 金
福祉サービスの利用援助・日常生活上の手続き援助		1回1時間まで1,600円 (1時間を超えると30分ごとに600円が加算されます。)
日常的 金銭管理	通帳を本人が保管する場合	1回1時間まで2,000円 (1時間を超えると30分ごとに600円が加算されます。)
	通帳を社会福祉協議会が保管する場合または金融機関において代理により援助を行う場合	
書類等預かりサービス		基本料2,000円（1年間） 利用料500円（1か月）

対 象 者	生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など
費 用 等	相談は無料、サービスは有料（低所得の方には免除制度あり）
問い合わせ	社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎048-966-2281



在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」

地域・家庭でその人らしい生活が安心して送れるよう、ほほえみスタッフを派遣し家事支援サービスを有料で提供します。

このようなお手伝いを行います

- 衣類等の洗濯 ●居室等の掃除・整理整頓 ●生活必需品等の買い物
- 調理 ●その他必要と認められるサービス



対 象 者	市内在住の高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方などで家事がおもいうようにできない方 ●初めに、ご利用を希望される方の自宅に訪問し、サービス内容の確認をさせていただきます。 ●介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合や日常生活の範囲を超える内容については、対象外となります。 ●活動内容やスタッフの状況により、ご希望に沿えない場合があります。
費 用 等	1時間1,000円（1時間を超えたときは30分ごとに500円が加算されます。） ※短時間サービスは15分以内300円
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251 〔利用日時〕月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 ※家事支援サービスは多くて週に1～2回、1～2時間程度

介護者サロン

ケアラー（家族介護者）の方同士が気軽に集まり、ケアのこと、日々の悩みや不安など、なんでも話し合える場です。

対 象 者	介護を行っている方、過去に介護していた方、介護に興味がある方などどなたでも。
費 用 等	各団体へご確認ください
問い合わせ	各団体へ

越谷市内で開催している介護者サロン一覧（令和8年7月現在）

会の名称	お問い合わせ先	電話番号
介護者の会 朝顔	越谷市社会福祉協議会地域福祉課	☎048-966-3411
介護者サロン「ティータイム」	越谷介護者の会	☎090-3590-9795
介護者サロン あすなろ越谷	地域包括支援センター桜井	☎048-970-2015
介護者サロン キャンベル	特別養護老人ホームキャンベルホーム	☎048-970-3330
介護者サロン ましばやし	地域包括支援センター増林	☎048-963-3331
介護者サロン あいあい	デイサービスセンターあいあい	☎048-970-1155

オレンジカフェ

認知症の方やそのご家族、地域の方や専門家などが、認知症をテーマに話し合い、自由に参加・交流ができる場です。

対 象 者	認知症の方やそのご家族、地域の方、専門家の方
費 用 等	各団体へご確認ください
問い合わせ	二次元コードの市公式ホームページより各団体へ



市公式HP
オレンジカフェ
二次元コード

認知症の電話相談・若年性認知症の電話相談

埼玉県内の介護の経験者が、認知症の方や家族の立場で相談に応じます。また、若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応を行っています。

対 象 者	認知症の方やそのご家族など
費 用 等	電話料金のみ自己負担

問い合わせ	〈認知症の電話相談〉公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 ☎ 048-814-1210 月・水・金・土曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00 ～ 16:00 〈若年性認知症の電話相談〉埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター ☎ 048-814-1212 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00 ～ 16:00
-------	---

医療保険を利用した認知症デイケア

医療保険による認知症治療のための通所施設です。認知症の進行防止や機能維持、改善を目的とした機能訓練やリハビリテーション活動、日常生活の練習などを行います。

対 象 者	認知症の方（ご利用の際は、医師の診断が必要です。）
問い合わせ	かかりつけ医にご相談ください

老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また、教養講座や健康相談事業なども実施しています。

会場	所在地	電話番号	利用時間	休館日
けやき荘	新川町2-55	048-965-5822	9:30～16:00	第1・3・5土曜日、第2・4日曜日、祝日および年末年始
くすのき荘	大杉655	048-979-6600		第2・4土曜日、第1・3・5日曜日、祝日および年末年始
ゆりのき荘	増林3-2-2 (いきいき館内)	048-992-6601		毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始
ひのき荘	川柳町2-507-1	048-973-7903		毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

認知症の方及びその家族と高齢者の居場所づくり事業

高齢者等が「ふらっと」気軽に訪れ、交流することができる場所を提供します。「情報交換」の場と「地域交流、仲間づくり」の場です。

対 象 者	原則、認知症の方及びその家族と60歳以上の方
費 用 等	無料
問い合わせ	「ふらっと」がもう ☎048-986-5115 「ふらっと」おおぶくろ ☎048-975-4000 社会福祉協議会地域福祉課 ☎048-966-3411

	「ふらっと」がもう
【利用時間】	9:00～17:00
【定休日】	毎週火曜日および年末年始
【所在地】	蒲生寿町17-12（蒲生駅前商店会内）
	「ふらっと」おおぶくろ
【利用時間】	9:00～17:00
【定休日】	毎週日曜日および年末年始
【所在地】	袋山1435-16（大袋商店会内）

いきいき農園

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また、利用者相互の交流と親睦を深め健康で生きがいのある生活を送っていただくため、65歳以上の方に貸し出しています。

対 象 者	65歳以上の方 ※空き区画がある場合、60歳以上65歳未満の方も利用できます。
費 用 等	無料
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

老人クラブ

各地区の60歳以上の方が互いに交流を図り、健康で楽しく生きがいを高める活動や奉仕活動に取り組んでいる組織です。

対 象 者	60歳以上の方
費 用 等	下記事務局へご確認ください
問い合わせ	越谷市老人クラブ連合会事務局 (老人福祉センターけやき荘内) ☎048-965-5822 【所在地】新川町2-55

敬老会

多年にわたって社会に貢献してきた方を敬愛し、長寿をお祝いするため、75歳以上の方を対象に、敬老会を開催しています。

対 象 者	75歳以上の方
費 用 等	無料
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

敬老祝金

市内に1年以上居住している方で、満88歳、満99歳の年齢に達した方は、その年度の9月、または3月に、満100歳に達した方は誕生日以降に、敬老の意を表すとともに長寿のお祝金を贈呈します。

対 象 者	市内に1年以上居住している 満88歳、満99歳、満100歳の方
贈呈額	満88歳：3万円 満99歳：5万円 満100歳：7万円
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

きらぽ（越谷きらきらポイント）

高齢者の社会参加を推進するため、健康アプリを活用した生きがいづくりやフレイル予防を行います。アプリを通じて獲得したポイントはPayPayの支払いに使用することができます。

対 象 者	65歳以上の方
費 用 等	無料 ※アプリのダウンロードや使用にかかる通信料は発生します。
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

介護支援ボランティア制度

市に登録された介護保険施設等でボランティア活動を実施することにより、換金可能なポイント(換金額：年額最大5,000円) がもらえる仕組みです。※換金には、活動翌年度に申請が必要です。

対 象 者	市内在住の 65 歳以上の方
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187 社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎048-966-3211

シルバー人材センター

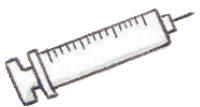
仕事を通して仲間づくりや健康づくりをしたい60歳以上の方に、経験、技能、体力等に応じて希望する仕事をお世話します。「はたらく×楽しむ」組織です。

対 象 者	60歳以上の方
費 用 等	有料
問い合わせ	シルバー人材センター ☎048-967-4311
主な仕事	家庭内清掃、通院・外出付添い、買い物代行、ゴミ出し・ゴミ当番代行、電球交換

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は、インフルエンザにかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。※公費で受けられるのは年間1回までです。

期 間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ●接種日に65歳以上の方 ●60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方 ※接種日に75歳以上の方は高用量インフルエンザワクチンも選択可能
費 用 等	標準用量 1,500円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料) ※高用量 未定
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100



高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の約2割～3割を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ●接種日に65歳の方（誕生日の翌月に個別通知をしています） 注：65歳を超える方を対象とした経過措置は、令和6年3月31日に終了しました。 【期間】65歳から66歳の誕生日の前日まで ●60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方 ※原則、過去に肺炎球菌ワクチンを受けた方（自費も含む）は対象外。ただし、医師が必要と認めた場合は対象
費 用 等	4,000 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100



高齢者新型コロナ予防接種

新型コロナ予防接種は、新型コロナウイルス感染症にかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。

※公費で受けられるのは年間1回までです。

期 間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①接種日に65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方
費 用 等	9,800 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

高齢者带状疱疹予防接種

带状疱疹は、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、ときに痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹予防接種は、带状疱疹の予防や带状疱疹にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されています。

※不活化ワクチンと生ワクチンのどちらかを選択して接種します。公費で受けられるのは原則、初回接種の方で、期間内、不活化ワクチン2回、生ワクチン1回までです。

期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①年度内に65 歳を迎える方 ②60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級をお持ちの方、または同等の障がいがあり、医師の診断書がある方 ③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100 歳となる方も対象になります。
費 用 等	不活化ワクチン 1 回につき 12,000 円 生ワクチン 4,000 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ひのき荘・ゆりのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

実施場所	実施日	その他
けやき荘	4月・7月・10月・1月の第4金曜日(原則)	予約不要 (9:30～11:00に直接会場へ)
くすのき荘	5月・8月・11月・2月の第3金曜日(原則)	
ひのき荘	6月・9月・12月・3月の第2金曜日(原則)	
ゆりのき荘	毎月第2木曜日(原則)	
保健センター	毎月第1・3火曜日(午前) ※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問	



対 象 者	60歳以上の方・先着8名
費 用	無料 問い合わせ 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までのこどもに関するさまざまな支援を掲載しています。

配布場所	市役所(こども政策課)、出張所、保健センター、児童館など ※市ホームページからも閲覧できます。
問い合わせ	こども政策課 ☎048-963-9165 ※発行、配布に関してのみ。本ガイドブックに掲載されている各種支援制度に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。

成年後見制度とは??

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。

選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら、本人に代わって手続きなどを行うことで、財産を適正に管理します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

●法定後見制度

法定後見とは、認知症などにより、現に本人の判断能力が低下した場合に、親族等の請求により、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法定の権限に基づいて本人の財産管理や身上監護を行う制度です。次の3つの種類があります。

後見

自分の財産を管理・処分できない場合

保佐

財産の管理・処分について、つねに援助が必要な場合

補助

財産の管理・処分について、ときに援助が必要な場合

●任意後見制度

任意後見とは、判断能力のあるうちに公正証書を作成して任意後見契約を結び、判断能力が低下したときの事務(財産管理や療養看護に関する事務)の内容と、後見人になる人を定めておく制度です。支援を開始する場合は任意後見人の職務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任します。

後見人にはだれがなれるの?

親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など。最も適切な人等を家庭裁判所が選任します。

申請の方法

まずは相談を

役所の相談窓口や成年後見センターこしがや、司法書士、弁護士に事情を相談します。

家庭裁判所に申立て

本人または配偶者や親族などが家庭裁判所に申立てをします。

必要な書類

申立書、本人の戸籍抄本、本人と後見人等候補者の住民票、登記されていないことの証明書など。

お問い合わせ・ご相談は下記まで

- 法務省ホームページ..... URL <https://www.moj.go.jp/>
- 成年後見制度全般のお問い合わせ..... 成年後見センターこしがや Tel.048-966-2281
- 成年後見制度の申立について..... さいたま家庭裁判所越谷支部 Tel.048-910-0123
- 成年後見登記について..... 東京法務局民事行政部後見登録課 Tel.03-5213-1360
- 任意後見契約について..... 越谷公証役場 Tel.048-962-2796